# 金 属労協 の労働時間短縮の取り組みと

金属労協政策企画局

山

輝

働き方改革の議論の中では、長時間労働が焦点のひとつになっていますが、過去には海外からも、日本のすが、過去には海外からも、日本の国際競争力の強さは長時間労働にあると批判されてきましたが、当時に立短に取り組んできましたが、当時に立てた年間総実労働時間 1800時間 7た年間総実労働時間 1800時間 7た年間総実労働時間 1800時間 0過去の取り組みを振り返り、今後の過去の取り組みを振り返り、今後の過去の取り組みを振り返り、今後の過去の取り組みを振り返り、今後の時短を考えたいと思います。

## 失業対策の時短と内需拡大

1970年代、2度のオイルショックによって原油を輸入に頼っていた国クによって原油を輸入に頼っていた国生業率が顕著に増加しました。日本生業で比較的順調に回復したことで主導で比較的順調に回復したことで

時短を促していくことになりました。りました。長時間労働にある、というものがありました。長時間労働によって費用をりました。長時間労働によって費用をりたとです。こうした批判が、日本以外の国の需要と雇用を奪っているということです。こうした批判が、日本にうことです。こうした批判が、日本に

金属労協の関係では、1977年の第24回 IMF(国際金属労連)世界の第24回 IMF(国際金属労連)世界の第24回 IMF世界時短会議では、1979年のが決定されています。1979年のが決定されています。1977年のが決定されています。1977年の。週5日、1日8時間労働の世界的導入る週最高40時間労働の世界的導入る週最高40時間労働の世界的導入

た。などを内容とする決議を採択しましなどを内容とする決議を採択しまし

週35時間制の要求を提出している

に時短の取り組みを始めたころ、アメ1980年代、金属労協が本格的

型経済構造への変革を図ることが急

これらを受けて閣議決定された「経

リカではレーガノミクスと呼ばれるインフレ抑制政策による円安ドル高と、ンフレ抑制政策によって、貿易赤字と財政赤字という、いわゆる「双子の赤字」がアメリカ内で大問題となり、日字」がアメリカ内で大問題となり、日字」がアメリカ内で大問題となり、日字」がアメリカ内で大問題となり、日字がアメリカ内で大問題となり、日本国内の輸出企業が苦境に立たされる中、日の輸出企業が苦境に立たされる中、日本政府は内需拡大、時短の方向性を打ち出していくこととなりました。

機的状況である」として、「国際協調の調和ある発展という観点からも、危経済運営においても、また、世界経済な経常収支不均衡の継続は、我が国の大幅リポート」と呼ばれる報告書を発表しりがした。その内容は、「我が国の大幅リポート」と呼ばれる報告書を発表しりがした。

て、 民生活の質の向上を目指すべき」としの目標を実現していく過程を通じ、国 務である」としています。また、「こ

\*経済成長の成果を賃金にも適切に

ト」の中では、時短の政策目標として よって調整されるので、 当時の経済企画庁の「経済白書」で、 とです。1987年の「新前川リポー へ構造転換が必要である、というこ 競争力を得ていた輸出産業は内需産業 指摘していることがあります。つま 上げ、より国際的に均等化させる」と む労働コストをドル建てでみて引き などを掲げています。その背景には、 \*欧米先進国なみの年間総労働時間 「1800時間程度」などが提示され、 円高は、 の実現と週休二日制の早期完全実施 海外との賃金水準の違いは為替に 輸出関連企業の賃金等を含 安い賃金等で

の成果としては、集計対象組合82組 くこととしました。「時短5カ年計画」

\*年間総労働時間1800時間程度 済運営5カ年計画」では、 に向け、完全週休2日制を基本に

\*四季折々の連続休暇の普及 \*年次有給休暇の取得促進 週40時間労働制の実現

\*自由時間の充実

などの目標が掲げられました。

#### 闘争と時短

調査を実施するとともに、ヨーロッパ 定しました。その具体的内容は、 に「労働時間対策中・長期方針」を決 の情報収集に取り組み、1982年 に調査団を派遣して、労働時間制度 労働時間制度・実態に関しての詳細な \*完全週休2日制を基本に、年間所 定労働日を245日、または年間所 金属労協は、 1981年に組織内の

\*超過労働規制強化、 \*年次有給休暇付与日数を最低 率の引き上げ 日、さらには25日への拡大 超過労働割増 20

定労働時間1960時間以内

休暇の付与日数増、年休一斉取得の新 などを統一要求基準とし、1983年、 いの場の設置などの回答はありました ては、所定労働時間の短縮、年次有給 みを進めました。取り組みの成果とし 1985年に時短共闘として取り組 交替勤務者の時短、 研究・話し合

> 削減による運用面からの時短などを各 の取得促進、年間所定外実労働時間の る制度面からの時短と、年次有給休暇

・単組の実情に即して設定してい

る結果になりました。 り、時短闘争の厳しさが浮き彫りとな が、要求から見れば不十分なものであ

削减、 均60時間短縮することを目指し、 短に取り組み、中間年の1990年と 闘強化年として、春季を中心として時 を最終到達年度とし、とくに1989 を決定しました。「時短5カ年計画 間 1800時間程度の目標が提示さ 府が1987年に「新前川リポート 間所定労働時間・年間所定労働日 基本的には年間総実労働時間を年平 な対策を講じていくこととしました。 92年には取り組み結果を点検し、 年、91年、93年の各年次をJC時短共 は、1989年を初年度、1993年 を具体化するための「時短5カ年計画\_ し、翌年の1988年には、この指針 労働時間 1800時間程度を目指す を発表し、その中で年間総実労働時 策指針」を新たに策定しましたが、 れたため、金属労協は同年に年間総実 「第2次労働時間対策指針」を策定 1986年には「JC労働時間 年次有給休暇付与日数の拡大よ 必要

> ころ、 2041時間まで短縮されました。 間総実労働時間は2126時間から 時間まで短縮され、年間所定労働日 は250日から246日になり、年 計画策定時に1975時間だったと の平均では、所定内労働時間は5カ年 に労使で合意しました。 集計対象組合 人) で年間総実労働時間 1800時間 合中、26組合 93年闘争終了時には1928 (組合員数38万7905

### 失われた20年と時短

いう状況になりました。 組合においても、具体化が進まないと また、1800時間に労使合意をした しい姿勢を見せるようになりました。 てもコスト増で応じられないとして厳 側は、賃上げはもちろん、時短につい 保に重点が置かれるようになり、 闘争の議論の中では、雇用の維持・確 長期の不況に陥りました。こうした中 本経済は失われた20年と呼ばれる 1990年代初頭のバブル崩壊後、

フレ下の春闘」となりました。その後 率が共にマイナスという初めての「デ は消費者物価上昇率と名目経済成長 成長率がマイナスになり、2000年 7年と1998年は日本の実質経済 破綻などの金融不安が重なり、 97年のアジア通貨危機や山一證券の 特に1990年代後半からは、19 1 9 9

いった事態も相次ぎました。 増率の引き下げなどを提案してくると 経営側は総額人件費の圧縮を図り、緊 も先行きが不透明な状況が続く中、 急労務対策として、賃下げや時間外割 当時の目立った前進としては、

とができました。 増の引き上げという結果を獲得するこ 集計対象組合のうち、 がりましたが、時短については、78の 年闘争として、超過労働抑制、 休日増、1日あたりの時短に加え、 通 短再前進へのキックオフの年」として、 取り組みを強化し、1998年は、「時 ていた中小企業の猶予措置撤廃などの 0時間を21世紀に持ち越さない」とし 97年に「年間総実労働時間 180 労働時間の短縮、1組合で休日割増率 姿勢を崩さず、賃上げ額は前年より下 経済情勢、企業業績を優先すべきとの 全取得に取り組みました。経営側は、 当時週40時間制の適用を猶予され 14組合で所定 、年休完 19

## ワーク・ライフ・バランス

で、仕事と家庭の調和、ワーク・ライ 社会進出や共働き世帯が増加したこと ず、長時間労働による脳・心臓疾患 働く人が問題になっているにも関わら う正社員の職がないから非正規雇用で 精神疾患が起きていることや、女性の 失業率が高まり、不本意非正規とい

ったことなどから、法の趣旨を踏まえ、 割増率が50% (法定休日を除く)とな 働時間を月60時間上回る時間外労働 では、労働基準法改正によって法定労 どに取り組みました。2010年闘争 体的には、産別の掲げる労働時間基準 みを総合的に行うこととしました。具 労働撲滅のために実効性のある取り組 を実現する」との観点に立ち、長時間 ワーク・ライフ・バランスと産業の発展 ました。金属労協は2007年闘争で、 \*時間外労働協定の限度時間から60 への到達闘争や労使協議の場の設置な 「人への投資と働き方の見直しによって 時間までの割増率50%

\*36協定の限度時間引き下げ

\*年次有給休暇の付与日数増・取得

### \*長期休暇制度の導入

などに産別方針のもとで取り組みま

法を上回る成果を引き出しました。 外労働時間の算定対象とするなど、 全ての労働時間を月60時間超の時間 使協定で定めた所定労働時間以外の 引き上げには至らなかったものの、労 取り組みの成果としては、割増率の

フ・バランス実現のための中期目標に 3次賃金・労働政策」のワーク・ライ 現在は、2016年に策定した「第

> す。具体的には、 基づき、闘争の取り組みを進めていま

フ・バランスが注目されるようになり

\*働き方改革と年間総実労働時間 1800時間台の実現

完全週休2日制の実施、 見直し、時間外割増率の引き上げ 年次有給休暇取得促進 36協定の

\*仕事と家庭の両立支援制度の充実 と職場風土の改革

\*両立支援制度の活用促進、昇給 \*出産・育児、看護・介護などで離職 した場合の復職制度

昇格における不利益取り扱いの是 正、ハラスメント防止

\*均等・均衡待遇に則った賃金・処遇 事情への配慮 転勤や単身赴任における働く者の

などを掲げています。

#### 今後の時短

らず、総じて2000時間を上回る状 ときでさえ1800時間台に届いてお 況が続いています (図表1)。 ーマンショックなどで景気が落ち込んだ 定時と比べると減ってはいますが、 総実労働時間は「時短5カ年計画」策 以上のような取り組みにより、年間 IJ

企業は少ない雇用数と長い労働時間を が大きい場合、不況期の調整弁として、 る採用、解雇、教育訓練費用のコスト 労働経済学では、労働者1人にかか

と同様ですが、ドイツに

現在も恒常的部分が同じ割合で存在す と「景気変動部分」の試算を行ってい 間外労働があります。かなり古いデー の2009年に大きく時間外労働が減 需要するようになることが指摘されて と考えられます。 応しつつ時短を進める余地は十分ある ク後の状況を見ても、景気変動に対 るとは限りませんが、リーマンショッ 変動部分が4・4時間となっています。 常的部分が月あたり14・0時間、景気 ます。これによれば、製造業平均で恒 白書では、長時間労働の「恒常的部分 タになりますが、1986年版の労働 りましたが、それでも165時間の時 います。しかし、リーマンショック後

組みとなっており、ドイ ランスの実現という目的 おきたいのは、ワーク・ラ Gメタルの取り組みで留 及するものと考えられま ルの交渉結果は幅広い産 最も強力な産別である工 して労働諸条件が決定さ は産別労使交渉の結果を 記事にゆずりますが、ド りました。詳細はIGメ 化の取り組みが大きな焦 では、とりわけ労働時間の柔軟 先日のドイツの産別労使交渉

13.5日 13.9日 15.3日 15.5 ⊨

1,750h 1,771h

224h 255h 259h

20.0日

65.7% 67.4% 73.8%

1.763h 1.765l

21.9日

1.995h 2.027h 2.024h

時間を自分で決める働き方を望まし いと見る「労働時間主権」の考え方が と考えられます。 況であり、より差し迫った問題である 持できない場合すらありえるという状 超過労働が恒常的に発生し、健康を維 ものということです。一方日本では、 果もそういった考えが根底にあっての あり、今回の労働時間に関する交渉結

が考えられます。 増やす、仕事の進め方を見直す、など 当たりの生産性を向上させる、人手を 今後の時短の進め方としては、時間

が考えられます。中小企業、とりわけ ては、「カイゼンスクール」の活用促進 生産性向上の具体的な取り組みとし

ははイフ・ はは イフ・ はは イフ・ は は イフ・ は は イフ・ は と で の な 軟 働 本 バ て I 波 タ で 仕 と で の な 軟 図表 1 労働諸条件調査対象組合における労働時間の推移										
,	項 目	時短 5功 年計画 (目安)	計画 策定時 (86,7年度)	2000 年度	2005	2009	2010	2015	2016	2017
制度	年間所定 労働時間	1,896h	1,975h	1,905h	1,904h	1,899h	1,902h	1,899h	1,901h	1,899h
	年間所定 労働日	240日	250日	243日	243日	242日	243日	242日	242日	242日
	1日の所定 労働時間	7.9h	7.9h	7.85h	7.84h	7.84h	7.84h	7.84h	7.85h	7.85h

	日数	20.0 F	10.0		
	年休取得率	100.0%	56.9%	66.0%	68.
(注	)1. 各年の9	労働諸条	件調査対象	組合の	平均

_	年休新規 付与日数	25.0日	18.1日	20.7日	20.8日	:			
	年休取得 日数	25.0日	10.3日	14.1日	14.2日				
	年休取得率	100.0%	56.9%	66.0%	68.4%	Ľ			
(注)1. 各年の労働諸条件調査対象組合の平均。 2. 資料出所:金属労協政策企画局調べ。									

1,6991

1,819h

年間所定内

年間所定外 実労働時間

年間総実

> 1.785h 1.783h

> > 276h 169h

2,060h 1.920h

1.894

232

2,126h

の拡大に大きな成果をあげていること の中小企業の生産性の向上、付加価値 きいと言われています。「カイゼンスク 生産性向上、付加価値拡大の余地が大 3次下請以降の企業では、カイゼン、 していくことが重要です。 から、今後全都道府県での活動を展開 ール」は全国で15校ありますが、各地 ったカイゼン活動が徹底されておらず、 ムダとり、3S (4S、5Sとも) とい

担の見直し、 の低下、業務の効率化の工夫や業務分 離職率の低下による採用・研修コスト す。具体的経路としては、士気の向上、 める効果があることが指摘されていま り組みを進めることは労働生産性を高 入などワーク・ライフ・バランスの取 す。「平成29年労働経済白書」では、 優秀な人材が集まりやすくなること、 長時間労働是正や柔軟な働き方の導 上の効果があることが指摘されていま また、時短はそれ自体に生産性向 などが例として挙げられ

続的発展や時短を進めていくために とは容易ではありませんが、 が激しくなる中で人材を集めていくこ ろも珍しくありません。人材獲得競争 の方がバリバリ現役で働いているとこ 不足が著しく、中小企業では65歳以上 が、製造現場は他の産業に比べて人手 次に人手を増やすということです 産業の持

長時間労働を助長するという点で

組合としては、春闘や特定最賃の引き 減少している可能性があります。労働 をご覧いただきたいと思いますが、現 策レポート(2017年9月14日発行) 協のホームページに掲載されている政 いくことが不可欠です。詳細は金属労 も、産業の魅力を高め、人材を集めて 魅力を高めて行く必要があります。 在の金属産業への求職者数は、急激に 上げなどの取り組みを通じて、産業の

場にも言えることだと思います。 働を助長する働かせ方は他の産業、 得ないサービス内容といった長時間労 取りづらい、夜遅くまで対応せざるを 2017年の労使交渉の結果、荷物の 前者は生産性向上の一部分だと考えら ない形と、ヤマト運輸で議論された荷 るなどのアウトプットの総量を減らさ で回せないほどの仕事量、昼食休憩の 殊な事例ではありますが、今いる人手 した。ヤマト運輸の取り組みはやや特 定廃止、再配達の受付締め切り時間の 総量抑制、正午から午後2時の時間指 れます。後者について、ヤマト運輸は トの総量を減らす形が考えられます。 物量の総量を減らすなどのアウトプッ を見直す場合、必要性の薄い仕事を削 論が必要だと思います。仕事の進め方 1時間繰り上げなどの結果を獲得しま 仕事の進め方を見直すという点も議

> は次のように書かれています。 「金属産業の労働時間制度の実態」に は、1981年に金属労協がまとめた

その改善には大変な困難を伴うこと の実態と不可分に結びついているから、 よって形成されたものであり、 業・業種ごとに永い伝統と慣習に 「労働時間制度は、それぞれの 避け難い」 労働 産

済団体が「長時間労働につながる商慣 央会および61の業界団体、47の地方経 クしていく必要があると思います。 別の企業にしわ寄せがないかをチェッ とりまとめています。 労働組合として 行の是正に向けた共同宣言」を共同で 2017年に経団連、日本商工会議 変わらないなど、商慣行の問題です。 注・仕様変更に関わらず納期・価格は つまり、納期が極端に短い、 経営側に具体的な行動を促すとと 経済同友会、全国中小企業団体中 長時間労働を改善した企業とは 追加発

制する枠組みが十分でない場合、労働 請することにしています。公契約を規 これに対するチェック体制の整備を要 納期発注が行われやすい状況があり ソフトウェアを発注する取引において では、公契約、とりわけ情報サービスや 属労協「2018年政策・制度要求 同様のことが政府にも言えます。金 予算執行時期の関係などから、短

> 思います。 携して政府に訴えていく必要があると 組合としては、産別、上部団体等と連

とをさせていたら購入しないといった 使用するのではなく、どこか無理なこ を見かけたときは、これ幸いと漫然と 不自然な価格の製品や過度なサービス と指摘されています。消費者としては、 持続可能な発展に貢献するような消費 て商品・サービスを選ぶなど、公正で 環境などに消費が与える影響を考え すが、「平成25年版消費者白書」では、 費者市民社会』という考え方がありま 視されたということにありました。『消 酬でやるといったことが大きく報道さ 発端は、宅配業者における即日配達 があると思います。ヤマト運輸の件の 行動が理想だと思います。 行動をとることが求められています。\_ たすものとのみ捉えず、社会、経済、 してではなく、消費を個人の欲求を満 れ、そこで働く労働者の働き方が問題 などの過度なサービスや再配達は無報 消費者は、単なるサービスの受け手と 消費者も同様のことを意識する必要

を展開することが求められています。 動的に広がりをもって時短の取り組 ますます重要性を増しており、国民運 ライフ・バランスを実現するため、 材を獲得するため、時短の取り組みは 労働者の健康を守るため、 ワーク・